

介護事業所等サービス継続支援事業について

1 目的

高齢者施設等が関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない「かかり増し」経費等に対する支援を行う。

2 対象事業所

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した事業所等（訪問系・短期入所系事業所、介護施設等）
- ③ 休業要請を受けた事業所（通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所）
- ④ 通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所
- ⑤ 上記①、③及び自主的に休業した介護事業所等と連携（利用者の受け入れや応援職員の派遣）した事業所等
- ⑥ 感染等の疑いのある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等
- ⑦ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

【自費検査の一定の要件】

近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合や感染拡大地域における施設等で、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査を依頼したが対象とならないと判断された場合に個別に実施した施設等（通所、訪問、短期入所は対象外）



利用者の受入

職員の応援派遣



複数事業所も想定

●サービス継続に必要な費用を助成

【感染者が発生した事業所等、濃厚接触者に対応した事業所等】

①, ②, ③短期

- ・ 事業所、施設等の消毒、清掃、衛生用品の購入費用
- ・ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

【休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所】(③通所)

- ・ 事業所外の代替場所でサービスを提供する際の賃料、使用料等
- ・ 利用者宅を訪問して安否確認を行うための自転車や、ICTを活用し安否確認を行うための利用者用タブレットのリース費用等

【自主的に訪問サービスを実施した通所系サービス事業所】(④)

- ・ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
- ・ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員の同行指導への謝金
- ・ 訪問サービス実施に必要な車や自転車のリース費用

●利用者の受入や職員の応援派遣を行った事業所(⑤)に、必要な費用を助成

【利用者の受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】

- ・ 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

【職員の応援派遣に係る費用】

- ・ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

高齢者施設の具体例

入所施設・居住系施設で感染者が発生した場合

感染者が確認された施設

【想定される費用】

- ① 施設の消毒、清掃費用
- ② 衛生用品の購入費用
- ③ 職員が感染予防のため帰宅せず、施設の近辺で宿泊する場合の宿泊費用
- ④ 職員の割増賃金やコロナウイルスへの対応に係る各種手当
- ⑤ 職員が休業した際の他の勤務職員の超過勤務手当
- ⑥ 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料
- ⑦ 施設内のゾーニング
- ⑧ 応援職員の旅費・宿泊費、割増賃金、手当（派遣元と調整）

※一部厚生労働省に対象になるか確認中

利用者の受入や応援派遣を行う事業所

【想定される費用】

●利用者の受入に係る費用

- ① 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料

●職員の応援派遣に係る費用

- ① 応援職員の旅費、宿泊費、割増賃金、手当（派遣先と調整）
- ② 怪我や感染に備えた保険加入手数料
- ③ 応援派遣に行った職員の穴埋めをするための他の職員の超過勤務手当
- ④ 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料
- ⑤ 応援派遣を終えた職員が感染予防のため帰宅せず、宿泊する場合の宿泊費用

【補助基準額】

施設区分	基準額
介護老人福祉施設	38千円×利用定員
地域密着型介護老人福祉施設	40千円×利用定員
介護老人保健施設	38千円×利用定員
介護医療院	48千円×利用定員
介護療養型医療施設	43千円×利用定員
認知症対応型共同生活介護事業所	36千円×利用定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37千円×利用定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35千円×利用定員

施設区分	基準額
介護老人福祉施設	19千円×利用定員
地域密着型介護老人福祉施設	20千円×利用定員
介護老人保健施設	19千円×利用定員
介護医療院	24千円×利用定員
介護療養型医療施設	21千円×利用定員
認知症対応型共同生活介護事業所	18千円×利用定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	19千円×利用定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	18千円×利用定員

(例1) 利用定員が50人の介護老人福祉施設で感染者が確認された場合
38千円×50人＝1,900千円を上限に補助

(例2) 上記施設で集団感染が起きた場合、個別協議により上限の引上げが可能